

◎議 事 日 程（第5号）

令和3年12月24日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第36号 愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第37号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第38号 愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第41号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第43号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第44号 愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第45号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第47号 愛西市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第48号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第49号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第50号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第52号 令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第18 議案第53号 令和3年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 請願第6号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 日程第21 請願第7号 介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願
- 日程第22 議案第56号 愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第57号 令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第24 委員会付託の省略について
- 日程第25 議案第56号 愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第26 議案第57号 令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第27 意見書案第4号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について
- 日程第28 意見書案第5号 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の

患者窓口負担増の計画中止を求める意見書について

日程第29 意見書案第6号 介護保険制度の改善を求める意見書について

日程第30 意見書案第7号 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育
事業所等への支援強化を求める意見書について

日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

日程第32 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	杉 村 義 仁 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	鷺 野 聰 明 君
13番	島 田 浩 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	保 険 福 祉 部 長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 幸 司 君
市 民 課 長	伊 藤 静 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	杉 本 昌 哉

午前9時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

次に、本日追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鷲野聰明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として、議案第56号及び議案第57号、意見書案第4号から意見書案第7号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をいたしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

おはようございます。総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、12月17日午前9時半から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に配付の委員会審査報告書のとおりでございます。

議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑で、近隣市町村はコミュニティセンターの市外の者の使用を許可していないが、市が使用を許可している理由は。市外の者の利用を認めることで市内の者が不利になったということはあるかとの質問では、市内の者が使用しないときの施設の有効活用のため市外の者の受入れをしている。市外の者が利用することで市内の者が不利になったことは把握していないという答弁でした。

質疑の後、賛成討論、反対討論があり、採決の結果、議案第37号及び第38号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑で、議案第42号のうち、市外の者の個人利用の料金を設定した理由はとの質問では、全体の使用料金の引上げが必要となるが、施設維持管理経費は市税等の財源で賄われていることから、今回は受益者負担を考慮しつつ団体利用の料金設定に合わせ、市外の個人利用のみの見直しにとどめたという答弁でありました。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第40号から議案第42号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑で、立田総合運動場がサッカー場が変わることによって、今まで他の競技で利用していた市民の声はあるかとの質問では、野球、ソフトボール、テニス等の利用者には、佐屋・佐織地区のグラウンドやテニスコートを利用してもらうことで理解をいただいているという答弁でありました。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第43号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定については、主な質疑で、新規提案の評価の高かったデジタルサイネージ導入の提案はどのようなものか、また経費はとの質問では、デジタルサイネージは指定管理料の中に含まれ、PRする動画などを配信し、目に止まりやすくするという提案が高く評価されたという答弁でありました。

質疑の後、賛成討論、反対討論があり、採決の結果、議案第47号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、2款総務費の財政調整基金積立金と公共事業調整基金積立金の現状の額と目標額は、また10款教育費の学校の修繕は夏季修繕での対応はないのかの質問では、財政調整基金積立金は現在53億8,700万円、目標額は70億円、公共事業整備基金積立金は現在68億500万円、目標額は110億円、また現在学校の修繕は、夏季修繕ではなく必要に応じて実施しているということでありました。

質疑の後、採決の結果、議案第52号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（島田 浩君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（近藤 武君）

それでは、建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、12月20日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定については、主な質疑で、名称が愛西市児童発達支援センターから愛西市発達支援センターとなった経緯は、センター長はじめ職員の体制はの質問では、経過として事業内容を検討する中で市民の意見が、相談事業で児童から成人までの幅広い年齢の継続的な支援を望まれることがあり、名称を変更した。また、発達支援センターの職員体制は課として位置づけ、センター長は課長が担うことを現在検討しているという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正については、主な質疑で、一時預かり事業の申込先、申込期限はいつまでか、緊急時の受入れはしてもらえるのかの質問では、7日前までに園もしくは子育て支援課に申込みをしてもらう。緊急時の対応は子育て支援課で相談を受けているという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正については、主な質疑で、受給者証に関し改正前、改正後での違いはの質問では、精神障害者保健福祉手帳を持っていなくても、愛知県の自立支援制度の受給をされている方に対し、窓口での現物給付できるよう受給者証を丸精、精神障害者福祉医療受給者証と名称を変更し発行するものであるという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第44号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第45号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正については、主な質疑で、この条例についてどのように周知をしていくのかの質問では、これまでも許認可の前の段階での機会を捉えて案内したり、相談会や市のホームページで案内しているが、これに加え条例改正で新たな行為が対象となるため、より広く事業者や行政手続の代行者が所属する団体等にしっかりと伝えていきたいという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてから議案第50号：諸桑団地地域し尿処理の指定管理者の指定については、主な質疑で、各施設は個別施設計画では長寿命化か廃止かどのような方針かの質問では、5年後も引き続き指定管理者制度を予定してい

るが、近い将来には公共下水道への接続が必要だと考えているという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第48号から議案第50号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、農地集積協力金交付金事業の趣旨はの質問では、地域内の分散した農地を整備するため農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手に貸し付ける国の事業であるという答弁でした。また、子ども医療扶助費についてどれくらいの利用者の増加を見込んだのかの質問では、コロナの影響による受診控えの反動により受診率が増加しており、令和元年との比較で591件の増加、令和2年との比較で7,263件増加しているという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、議案第52号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第53号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第54号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、主な質疑で、人件費に関し、業務量が2名分から1名分へ変更となった理由はの質問では、佐織地区の包括サブセンターを4月から本格的に委託したため、本庁舎の包括支援センターとの事務の調整により、1名を本庁舎へ人事異動したためであるという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第6号：コロナ禍による米価下落の対策を求める請願については、質疑もなく、賛成討論がありましたが、採決の結果、請願第6号は賛成少数で不採択となりました。

請願第7号：介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願については、質疑の後、賛成討論がありましたが、採決の結果、請願第7号は賛成少数で不採択となりました。

次に、当委員会に送付されました陳情第19号：シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出を求める陳情書を議題とし、審査いたしました。

委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第19号は全員賛成で採択されました。後ほどこの意見書案を御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（島田 浩君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

#### ○18番（河合克平君）

陳情の審査内容について、議員間での意見交換があったということで報告がありましたが、議員間での意見交換の内容について確認をさせていただきます。お願いします。

#### ○建設福祉委員長（近藤 武君）

先ほどの内容ですが、議員自身も委員会に参加しており、何を説明されたいのかが分からな

いのですが。

○議長（島田 浩君）

もう一度説明してください。

○18番（河合克平君）

内容の報告について詳細を確認したいということで、どういう議員間討議があったのかという内容の趣旨というのか概略を聞きたいということで、報告をしてほしいということで報告の内容の確認を質問いたしましたので、僕がいたかないかではなくて、こういう議論があったという報告の内容を教えてください、報告をしてくださいというお願いであります。

○議長（島田 浩君）

ちょっと暫時休憩を取ります。

午前9時51分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（島田 浩君）

すみません、それでは会議を再開いたします。

○建設福祉委員長（近藤 武君）

それでは、先ほどの質問に対し、御答弁させていただきます。

シルバー人材センターにおけるインボイス制度の影響などを担当課のほうに少し制度の詳しい内容を確認されたことと、あと中小零細企業に対する支援もできればつけてほしいという御意見がありました。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第36号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回、愛西市発達支援センターが開設することで、子供たちをはじめ、利用される方々が安心して利用できる施設となるよう期待されております。

これまで、あいさいわかばの施設は建物自体が古く、バリアフリー化はされていませんでした。大人仕様のトイレなど、子供が少しでも利用しやすいように職員の工夫と配慮で環境設備面を対応してきました。新設に当たっては、福祉従事者、保護者から行政に対して感謝の言葉を耳にしております。

さて、愛西市の児童発達支援の取組については、あいさいわかばが発達に不安や心配のあるお子さんを対象にして、親子での集団療養を提供しております。この事業は自主性と社会性を高め、日常生活への適応能力の増進を図るための基本的な生活習慣を身につけ、集団生活に適応できるための基礎づくりや、療育や触れ合い、遊び等を通じて母子との関係を深めるなどを目的としてサポートしてきております。子供の育とうとする意欲を育み、保護者の不安やしんどさに寄り添って、子供たちが育ち、家族が生活する環境を整えていかなければなりません。

あいさいわかばでは、就園年齢のお子さんの多くが保育園、幼稚園を併用されています。保育園、幼稚園、学校等への移行については、子供と保護者の状況やニーズに寄り添いながら関係機関との連携を図って移行支援を進めていかなければなりません。また、障害は個々の状況により、その人に合った支援が必要であります。人生を通して何らかの支援が必要な方もおられます。

今回、条例の第4条に掲げる事業には、成人にも対応できる新規事業を盛り込んでおり、条例化することで利用者にとってはきめ細やかで安心した療育ができると考えます。今後は、支援の質を高めいただくことをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。

発達支援センターは当初、あいさいわかばで行っている児童発達支援事業に加えて、相談事業、保育所等訪問支援事業を行う計画でありましたが、今回、児童発達支援事業、地域支援事業、保育所等訪問支援事業、相談事業を行うセンターとして、児童だけでなく大人についても相談できる支援を受けるセンターとして設立されることを評価いたします。

開設において専門的な職員配置、人員確保を積極的に行い、誰もが尊重し合うことができる愛西市となるための施設となること、また立田地区に設置されることにより、遠い地域の方も利用できるよう巡回バスの運行等、検討していただくことを求めたいと思います。

市民が気軽に相談できる、利用できる施設として充実することを求めて、議案第36号に賛成をいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成討

論の立場で発言いたします。

発達支援センター建設計画は、一度消えてしまった計画でした。それが保護者の方々とも話し合いを重ね、要望を聞きながら建設に至ったことを大変評価しています。こうした声を聞きながら、最初は18歳までの子供だけの計画だったものが大人まで利用できるセンターとなり、一生を通して相談できることになったことも大変評価しています。さらに委員会では、副市長から1つの課として課長クラスを置くというような答弁もあり、保育園や学校などで大変苦勞をされている現状を踏まえた判断がされたことも、他市に先立った方針であると大変評価しております。そして、年度途中からのオープンになることに対する配慮もされると答弁がありました。この点は、本当によろしくお願ひしたいと思っています。

今後の課題としては、足の確保があります。車の運転ができない保護者もあります。公共交通機関の利用が困難な子供もいるでしょうし、車に落ち着いて乗ることができない子供もあり、集中できず安全な車の運転ができない、そんな状況もあると思います。みんな症状はまちまちですので、福祉タクシーチケットの配付や巡回バス時刻表変更など、きめ細やかな対応をお願ひしたいと思っています。

専門職員については、どこもが確保に苦勞されています。もう下準備はされていると思いますが、いろんな方法で確保をお願ひいたします。

さらに職員のことですが、現在、わかばでの臨時職員が多いことによる課題が保護者の皆さんから出ていたと思います。臨時職であるがゆえに市外の研修会に参加できずスキルアップに課題があることや、日頃子供と関わっていながら会議への参加ができず運営に関与する機会が乏しいなど、課題があったと思います。ぜひ正規職員の雇用を増やすことを再度検討していただくことを要望します。

最後に、本日賛成討論をするに当たり、保護者の方から御意見が届きましたので代読し、賛成討論といたします。

高校生や大学生など、本人たちの相談できる場所が少ないので、発達支援センターが子供たち自身も相談できる場となることを望んでいる保護者が多いです。ですから、足の確保の件については子供たち、つまり高校生や大学生なども利用できるように仕組みを考えていただきたいと思っています。

あとは、他市では土曜日の療育日のあるところもあります。働いているお母さんやお父さんも療育に参加できるよい仕組みだと私たち保護者は思っています。愛西市でも隔週でもよいのでできたらありがたいです。家庭での療育は、お父さんの理解や協力が不可欠です。ぜひ取り組んでいただきたいです。

最後に、愛西市が保護者の意見を聞いてくださる機会をたくさん設けてくださったことに心から感謝いたします。私たち保護者も市に頼り切るのではなく、市と協力し、話し合いながら発達支援センターをつくり上げていくんだという気持ちがより強くなったと思います。よりよい発達支援センター運営に向けて、これからも市と保護者とが相談、話し合える場を設けてくださることを望んでいます。よろしくお願ひいたします。以上でした。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第37号及び日程第4・議案第38号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第4・議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、また同じく議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

1つは、現在コロナ禍であり市民は不安な状況にあり、このような時期に公共料金値上げの提案は見送るべきだと考えます。

2つ目に、公共施設であるコミュニティセンターは、市民にとって一番身近な施設であり、気軽に利用していただき、市民生活、市民活動を活性化していくことが、その目的が達成できます。受益者負担の原則にこだわりますと、利用抑制につながっていきます。

今回、市内の利用料の値上げは見送られ、市外の利用のみ値上げということですが、現在でも利用料金に差が設けてあり、市外の利用が多くて市内の方が利用できないという状況ではないと考えますので、議案第37号、38号には反対をいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

議案第37号及び38号の愛西市地域コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

市が考える応分の負担ということで、市内公共施設の利用料を見直すという市の方針を全く否定するつもりは私はありません。しかし、人口が減り、人が行き交う姿というのが、本当に目に見えて人の行き交う姿というのが減っています。コミュニティセンターの利用がないとき

は閉まっていて、本当に寂しいコミュニティセンターも数多くあります。私は、市外の方に御利用いただくことにより市内の方が困っている状況にないわけですので、市外の人もコミュニティセンターを御利用いただき、人の動線をつくるということがまちづくりにとってプラスであろうと思っています。

また、市外の方がいろいろな企画するイベント等に地域の方が参加するなど、私はプラス要素もたくさんあると思っています。よって、地域の活性化にプラスにはならない、マイナスになるこの議案には反対といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許します。

5番・高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、また議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言をいたします。

この条例の一部改正は、愛西市以外の方が地域防災コミュニティセンター及び地区コミュニティセンターを使用する場合等の使用料の引上げについての改正であります。市外の利用者の使用料引上げに注目が集まっているようですが、そもそも本来は愛西市民のための施設であります。現在、市外の方から徴収している使用料では、経費のことを考えると市の財政を圧迫することになります。ほかの自治体では市外の方の利用を認めていないということでしたので、その施設を利用することができることが市外の方には利点であり、使用料の引上げは適切であると考えます。

また、愛西市内の方の利用については、現状のままの使用料であるということは、市民の方へ配慮した結果であります。以上のことより賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第39号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回、手数料条例の条例化で、条例化する内容に関しては基本的に問題ないと考えますと同時に、今回の一部改正は、これまで要綱などで定められていた手数料などを条例で規定することにあります。こうした考え方については大変評価できると思います。これは議案第45号についても同様です。そもそも料金変更を議会の審議を経て実施をしていくということは、地方自治においても大変重要なことであり、今後も市の取組として続けていただけるよう要望いたしまして、賛成いたします。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

要綱行政から条例行政への移行には大賛成です。一方、一時保育に関しては快く利用を受け入れるという面で課題がありました。要綱は内規ですが条例は法律です。今後につきましては、条例にのっとり快くサービスを受け入れるような状況をつくっていただくことをお願いして賛成討論いたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第40号から日程第8・議案第42号まで（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正につい

てから日程第8・議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○16番（加藤敏彦君）

議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第41号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

1つは、現在コロナ禍であり、市民が不安な状況にあります。このような時期に市が値上げの提案は見送るべきだと考えます。

2つ目に、社会教育施設である公民館、文化会館、体育館は、市民の文化やスポーツ活動を支える施設であり、気軽に利用できることが文化の向上、体力の向上につながります。受益者負担の原則にこだわれば、利用抑制につながっていきます。今回、市内の利用料の値上げは見送り、市外の利用のみ値上げということですが、現在でも利用料金に差が設けてあり、市外の利用が多くて市内の方が利用できないという状況ではないと考えます。

また、今回、議案第42号で体育館の市外の個人利用について2倍の使用料を設定することは、愛西市の受益者負担の原則は社会教育、社会スポーツ、公共の福祉より優先する状況となり、特に撤回すべきと考えます。

以上の理由から、議案第40号、41号、42号には反対をいたします。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許します。

2番・石崎誠子議員、どうぞ。

#### ○2番（石崎誠子君）

議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第41号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、3議案一括して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例の一部改正では、規則に定められていた使用料の額を条例に定めるとともに使用料の倍率の改正ということで、市民が使用する際の一般的な料金に対しては特に影響はなく、一部市内の方が入場料を徴収して営利目的で使用する場合の文化施設、そのほかは市外の方が使用する場合の使用料変更と理解します。

市の施設は、市税をはじめとする財源で賄われており、そもそもの使用料の算定には、建設費や大規模な修繕費に係る費用は含まれていないということも確認をいたしました。この改正により、近隣自治体の基本的な料金設定などと比較しても高額な負担とはならず、今後も施設を利用される方が継続して市の施設を利用していただけるよう、また受益者負担の原則から今回の市外の方が使用する際の倍率の改正につきましては、著しく影響のない範囲内であると判

断し、賛成とさせていただきます。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もありませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第43号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の主な改正として、理由としては、立田総合運動場を県サッカー協会に貸し出すために、行政財産から普通財産にするための改正であります。特にこの点に関しては、市と市民の財産である土地を事業者に貸し出すことについては、やはり市民のこうした強い要望や、またつくることによる施設設置などの必要性などがあるかどうかで判断する必要があると思います。

立田総合運動場は、現在でも減ったとはいえ約8,000人の利用があり、県大会などでも利用されています。一方で委員会の市の答弁でも確認しましたが、現在専用サッカー場をつくってほしいという市民の強い要望はありません。

公共施設を再編、削減する市の方向がある中で、県サッカー協会の提案にまさに市がうまく乗った形であります。市のスポーツ支援策でこうした例えば専用サッカー場をどのように位置づけるのかといった検討もなく、また20年間無償で貸与することなども含め、多々問題があるとして反対をいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例の一部改正は、公益財団法人愛知県サッカー協会からサッカーをはじめとするスポーツ施設の拠点として、市と連携する形で立田総合運動場に芝生多目的グラウンドを整備したいという旨の申入れが令和元年度にあり、令和3年3月に仮協定の締結、10月にグラウンド整備の基本計画書が市に提出され、令和4年1月に本協定を締結するために行政財産から普通財産に移行する内容が盛り込まれております。

合併市である本市は類似施設が複数あり、立田総合運動場の現状は、実質管理経費が年平均約760万円となっており、利用料金を上回る維持管理経費を市の税収にて補填している状況であり、また現在の利用者の数も伸び悩んでおります。

サッカー協会のノウハウを生かした管理運営により稼働率や収益を上げ、その収益を施設に再投資し、運営や施設の修繕、リニューアルなどを市の財源に頼らない自立的好循環モデルを目指すこと、また県内外から本市へ多くの方が訪れることで市の知名度向上、市の活性化が望め、スポーツを通してこの地域の発展が期待される公共施設のリノベーションのスタートになると考えております。

県内の芝生多目的グラウンドは、調べたところまだ少ない現状であります。また、サッカーをされている方からは、芝生グラウンドの整備を望む声も聞いております。また、地元への還元事業含め、地域の意見なども本協定後もサッカー協会と協議して進めていけるというお話も伺っております。この条例改正は、本市としてスポーツを通して新たな魅力を発信できる施設、地域づくりに寄与する内容であると考えますので賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

愛知県サッカー協会が立田総合運動場を整備、運営することにより官民連携による公共サービスの提供を行い、施設の収益性向上によって公的負担を軽減し、施設の維持が可能と考えます。また、市内だけでなく県内外から愛西市へ多くの方が訪れることで市の知名度が向上し、

市の活性化にもつながることや、私も令和元年6月定例会において述べましたが、スポーツを通して憩いの場にもなり、市の新たなスポーツ文化の創設、地域コミュニティ形成などの事業効果があると考え賛成いたしますが、第2条の規定は令和5年4月1日から施行となっているので、その間市民の方に周知をお願いして賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時40分、お願いします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第44号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

自立支援医療受給者証の精神障害の通院の治療と精神障害の治療のための入院費について、従来被保険者負担分の1割分の2分の1を償還払いから窓口無料にするということについては評価できるところであります。しかしながら、サービスは高く負担は少なくという合併の合意による旧立田村が行ってきた精神福祉手帳の3級所持者に対する全疾病の窓口無料化を精神障害のための治療に限定する福祉政策の縮小には反対であります。特に精神福祉手帳3級所持者は、継続的な就労ができず収入が不安定となります。今回の改革によって経済的な支援がなくなることは診療を控えることにつながり、市民の命が危ぶまれる可能性が出てくる問題であります。市民の命を守る役割を放棄することになるのではないのでしょうか。

弱肉強食の自己責任を強いる新自由主義的な施策は、新型コロナウイルス感染症蔓延の中で



見直しをする議論があります。今まで国・県の弱者切捨ての施策があり、市民の命を守る施策を充実してきたにもかかわらず、その心をなくしてしまったのではないかと非常に残念でなりません。現在、異常な目標を掲げ基金をため込むということではなく、活用し市民の命を守る施策を継続することを求め、反対といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許します。

4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について、賛成の立場から発言します。

これまで精神に障害をお持ちの方や生活に困っている方、子育てをされている世帯などの生活を社会全体で支えるために社会保障制度の一環として各種法令、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など制度に基づき、その生活を維持するための経費を扶助費としてきました。障害者総合支援給付費、子ども医療費扶助費、障害児通所給付費、生活扶助費など多岐にわたります。

福祉とは、全ての市民に最低の幸福と社会的援助を提供するというのが理念です。議案第44号における見直しは、この福祉の理念にかなうものであります。近年の少子高齢化の波は幾重にも福祉の流れを変えていきます。一方向だけでは守り切れません。多面的な福祉の均衡を保つためにも必要と考え、今議案に賛成します。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第45号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・議案第45号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

46号ですよ。

○議長（島田 浩君）

議案第45号ですよ。

○14番（山岡幹雄君）

すみません、46で出したつもりでした。

○議長（島田 浩君）

じゃあ飛ばしますよ。

ちょっとお待ちください。45号で提出されていますけど、よろしいですか。

○14番（山岡幹雄君）

はい。

○議長（島田 浩君）

暫時休憩、申し訳ないです。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きます。

今確認したところ、45号では通告が出ておりませんでした。申し訳ございません。

それでありますので、ほかに御意見ある方どうぞ。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

これで討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

申し訳ない。ちょっと暫時休憩。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第46号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、平成27年頃に農振地域にある元豚舎や元牛舎などの農業宅地に不快施設が建つことが度々あったり、住居の近くに急に企業が新築し、住環境が大きく変化してしまったり、業の許可があれば施設許可が不要な産廃施設ができてしまうなど、そんな事例があって産廃条例とともに制定されました。最近では高い塀で囲われた開発が目立つ中、今回は露天の施設にもこの条例が適用できる改正であり、大変評価できていると思います。

しかし一方、この条例の運用を一つ間違えれば迷惑施設の許可を後押ししてしまうおそれもあります。運用におかれましては、この条例は市民をなだめるための条例ではない、条例の目的にも書かれているように、関係地域における健全な生活環境の維持及び向上のための条例であることを踏まえ、他の法令も習得し進めていただくことをお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今まで土地利用規制が及ばない事業者に対して、関係住民の周知を義務づけることとなる条例の改正については賛成であります。

要望といたしまして、技術的基準による審査は規則で定めることになっておりますが、様々な問題が出たときにすぐに改善をし、期間を置くことなく絶え間なく見直しをし、しっかりと運用をしていただきたいと思います。また、地域住民の説明については総代とよく意見交換を行い、説明がなかったというような批判を受けないようにしっかりと行っていただくように心がけてもらうことを求めます。この条例によって農用地の保全、住環境の保全がしっかりとされることを求め賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

この条例の一部改正について、将来にわたり農地を守り、農業を発展させるため諸施策に取り組む中で、この法令等により土地利用規制が及ばない一定の行為について定めがあります。良好な農用地を保全できます。愛西市民が生活環境を維持できることで賛成します。

しかし、施行期日が令和4年4月1日により、関係機関と地域の総代・副総代への啓発に時

間がありませんので、本日可決されましたら早急に対応をお願いして賛成討論とします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第47号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定について、討論を行います。

指定管理によって経費が直営の5,200万円から指定管理の4,300万円と900万円の軽減になることが明らかになりました。市民の税金を節約する点では評価できますが、一方、軽減された分は人件費の削減につながってまいります。正規の職員の派遣や賃金の引下げにつながっていきます。民間に指定管理する場合、公契約条例、雇用条件について明確にしなければ低賃金化を防ぐことはできません。さらに文化会館は文化施設でありますので、これは市が直営で運営すべきと考え、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第48号から日程第16・議案第50号まで（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第14・議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてから

日程第16・議案第50号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について、議案第49号：西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について、議案第50号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてであります。この3施設は地元自治会が管理運営されており、問題ないと考えます。ただ、委員会の質疑の中で、高齢化により管理運営が大変になり、市で行ってほしいという要望が出ていることが明らかになりましたが、今後高齢化に伴い市の直営で運営することも検討されることを求めて、賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について、議案第49号：西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について、議案第50号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてですが、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この指定管理者は、数年にわたりこの施設は家庭等の雑排水及びし尿を処理し、地域住民の生活環境基盤の整備を図るとともに、公共水域の水質保全に寄与するための施設であります。

申請団体は、建設された事業計画、収支計画を愛西市農業集落排水処理施設等指定管理者選定委員会による審査により、この施設の指定管理者の候補として選定されましたので賛成といたします。しかし、広域施設全体の老朽化や指定管理者の高齢化により管理が著しく難しくなり、5年後には公共下水に接続をお願いして賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。  
まず、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第52号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論いたします。

補正総額11億1,818万2,000円の補正の予算となります。この補正予算の内容については、令和4年度の債務負担行為としてデスク18セット、会議室使用椅子40脚など、必要な発達支援センターの備品購入が含まれております。さらには八開地区、立田地区の小・中学校の統廃合について検討する小中学校適正規模適正配置等検証委員会の設置の費用や、電気供給に関わる修繕、小・中学校の雨漏りの修繕や受水槽のポンプの修繕の費用など、いずれも3月までの市政運営に必要な経費として賛成ではあります。しかし、だから基金についてどうあるべきかということについて、少し意見を述べさせていただきます。

財政調整基金と公共設備資金を合計8億1,352万9,000円積み立てることについては、財政運営上の問題点があるのではないのでしょうか。そもそも歳入は、その年に市民のために施策を行うことが目的であり、将来負担を大きく軽減されることとなる基金を増やすことではありません。過大な目標設定も問題であります。行財政運営的には財政調整基金は標準財政規模の15%で多いと言われているのに20%を目標としています。また、災害対策費用は40億とのことですが、標準財政規模の15%とするなら現在でも30億円があります。基金を積み増す市政運営は見直しをすべきであります。

公共施設整備基金については、行財政財産評価の10%を目標に110億円、達成率61%と質疑の中で明らかになりましたが、まだまだ積立てをしなければならないと感じるところもありますが、90%は起債し、基金が61億円あれば、610億円という公共施設の更新が可能であります。小・中学校の数であれば、1校当たり38億円の更新費用となるのであります。積み立てるばかりではなく、特に老朽化した小・中学校の整備を十分に行うことができる基金でありますので、早急に計画を取るべきであります。

また、以下の2点について、歳出の補正について反対であります。

第1に、精神障害者福祉医療を改悪する条例の準備費用92万2,000円についてであります、条例改正の討論で反対討論をいたしたとおり反対であります。

第2に、マイナンバーに市民の健康情報を集積する費用、健康管理システム改修委託料555万5,000円ですが、この整備事業にも反対であります。もともとマイナンバーに個人情報の集積をすることは国民を管理することにつながります。中国の監視社会や個人情報を信用スコアとして管理をすることにつながるおそれがあります。健康診断の結果で自治体の移動が制限されることは現時点ではないと思いますが、将来の不安はなくなりません。また、個人情報としてビッグデータとして利用されるおそれもあります。

以上の2点については賛成することができませんので、本予算には反対といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場から発言します。

補正予算を組むことは迅速な事業展開が必要な手だてと考えます。特に今回の扶助費の補正は、医療の増加、利用者数の増加、利用数の増加と市民の健康福祉に直結する課題ばかりです。現状では、新型コロナウイルス感染症の影響も不透明です。また、社会情勢の変化による経済活動への影響もいまだ改善が見込まれません。こうした中、福祉医療への支援、補助金などは素早い成立が求められます。引き続き限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分することを基本とし、施策を切れ目なく実施すると認め、今議案に賛成します。

○議長（島田 浩君）

次に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

新型コロナ感染症拡大の長期化により、市民生活に大きな影響を及ぼしております。経済変動によって収入の減額や職を失う方も表れております。このような状況下で家賃が払えず、住み慣れた住居を離れなければならない世帯に対して、3款民生費では住居確保給付費の補正枠を組み、新たに対象となる方への住居への不安解消に努めております。また、就労支援を行うことで、自立した生活をサポートしていることも評価するところであります。

次に、6款農林水産業費の農地集積協力金交付事業についてですが、本市においても高齢農家や担い手の不足により農地が使われることなく放置され、荒廃する農地を目にすることが増えてきております。また、農家の中には、農地を貸し出すことに抵抗を持つ人は少なくないのも事実であります。

こうした中、現在限られた地域ではありますが、優良農地を守るため、地権者の賛同へ経て土地を集積して地域農家の協力で営農組合として取り組み、運営がなされております。交付事業の対象となる山路営農組合は、22年間地域の農業を支えてこられました。様々な背景から、優良農地を守る選択肢の一つとして農地中間管理機構を活用し、新規就農者、農業の担い手に貸し出すことを決めた予算であり、評価するところであります。

次に、10款教育費の小中学校適正規模適正配置等検証委員会報償費ですが、異常な出生人口の減少傾向を受けて、有識者を含めた委員会を設置して、愛西市の教育環境の在り方を検討することとなりました。一部の地域ばかりではなく、市の地域全体を検討することや校舎の老朽化についても検討がなされることは必要なことであります。校舎等における建物の耐用年数は47年と基準が定められており、一部の建屋については耐震対策、老朽化対策で延伸が図られておりますが、安全性の限界も近づいてきております。今回の委員会設置でこのような課題を十分に協議していただき、児童・生徒にとってよりよい学びの場が提供できることをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第53号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・議案第53号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第54号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第19・議案第54号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・請願第6号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第20・請願第6号：コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

請願第6号：コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

米価の下落の責任を生産者に転嫁するという今の国の施策は許すことができません。再生産ができない米価の下落は、農業を継続することに対する自己責任の押しつけであります。日本共産党は、綱領で農業を基幹産業として位置づけ、食料自給率の向上が実現する日本を目指しております。国による買入れ、コロナ対策としての食料支援、輸入米の削減などを行い、目先の米価の下落に対する対策を行うことは、国の責任として行わなければならないのではないのでしょうか。

国の農業政策の悪政から愛西市の農業を守る防波堤として、愛西市の役割はとても重要であります。市独自に持続可能な農業を行っていく助成を行うことも必要であると考えます。

本請願は、今年の米価下落に対して国が最低限行うべき事柄を請願の項目としております。農業振興を行っていかねばならない愛西市の議会として、党派を超えて国に求めようではありませんか。議会の皆さんの賛成をお願いして賛成討論といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第6号を採決いたします。

請願第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第6号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・請願第7号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第21・請願第7号：介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

請願第7号：介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

この請願は、愛西市内の民間介護事業所で働く介護職員の方々の実際の声をまとめ上げたものです。介護が必要な高齢者に見合った介護職員確保をするのは市の仕事です。しかし、現場はヘルパーの高齢化が深刻で、民間事業所では介護職員を確保するには専門の介護スタッフ求人会社に依頼し、1人当たり約30万円が必要とのこと。また、ケアマネの過重労働も大変問題で、すぐ職場を替わってしまうという問題があります。また、現場の方々からいただいた声はコロナのクラスターが施設内で発生したとき、それを想像するととても恐ろしいという声です。施設の利用者のお世話は、そんな状況の中でも続きます。毎日冷や冷やしながらの現場となっているそうです。

今回の請願は、すぐに実現してくださいというような、そんな請願ではありません。まずは民間介護事業所の実態を調査し、市独自の処遇改善の検討をしてください。そして、まずは調査し、介護職員確保のための人材窓口の設置を検討してくださいというものであります。

民間事業所でコロナなど予期せぬことが起きたとき、職員を一時的に民間事業所同士で融通し合う、そんなステーションの役割を市が担ってくれないのか、そんな声も届いております。こういった課題がたくさん介護事業所の中では山積しておりますので、この請願に賛成をいたします。

また、一言加えさせていただきますが、介護事業の総合事業において、第1層の協議体が機能しておりません。最初の頃は民間の事業所、そして市民が加わり市全体の介護をどうするかと、そんな協議がされていたはず。今民間の事業所の声が市に届きにくい、そんな現状もありますので、そういったことも併せて改善をお願いし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第7号を採決いたします。

請願第7号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第7号は不採択と決定いたします。

ここで職員入替えのため暫時休憩を取らせていただきます。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（島田 浩君）

そうしましたら、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第56号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第22・議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、子ども医療費支給制度の見直しに伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第56号、資料2を御覧ください。

愛西市子ども医療費支給条例の一部改正の概要。

第1の改正の概要、第2の改正の理由につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、子供の福祉の増進を図ることを目的として、子ども医療費の支給割合等を改めるため制度の見直しを行うものでございます。

第3の改正の内容は、15歳の年度末の翌日から18歳の年度末までの者の子ども医療費の支給について、入院は自己負担額の全額、通院は自己負担額の3分の2を償還払いとしていたものを全額現物給付とするものでございます。

第4、施行期日は令和4年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

ここで精読時間を設けるため、休憩を取らせていただきます。約5分程度お願いします。

午前11時20分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、議案第56号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について質問をいたします。

まず第1に、今回の条例改正について市民からどのような要望があったのか、その内容があれば教えてください。また、この今回の条例についての費用の見込みについて確認をさせてください。

従来の償還払いの請求期限について、いつまでに請求をしなければならないのか教えてください。

今回の条例改正についての送付によってどのように周知をするのか、また医療証はどのような形で送付をする予定なのか、以上4点についてお伺いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

市民の方からの要望については、特にこちらは受けておりません。

続いて、費用の関係でございますが、影響額として約600万円を想定しております。

3点目の償還については、支払いから5年間有効ですので、令和4年3月末までに償還されたものについては、そこから5年間という形になります。

続いて、周知、郵送でございますが、今回御議決をいただきましたらホームページでの掲載、また広報2月号、4月号にて周知をいたしたいと考えております。郵送については、普通郵便での郵送を考えております。以上でございます。

○18番（河合克平君）

では、600万円を想定しているということですが、費用的に総額幾らぐらいから幾らぐらい増えるのかということについての金額の詳細と、併せて送付の予定については普通郵便だということですが、医療証を送付するのだと思うんですけども、医療証については紛失等も含めて考えるとどうしていくのかなあということは思うわけですが、そのことについて確認と、あと医療証についてはいつ頃を送付予定として、時期的なところとして、いつ頃の時期の送付の予定をしているか教えてください。以上、お願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず費用の関係でございますが、市の単独分としての負担が2年度決算で1億6,319万8,000円ですので、そこにプラス600万が市の負担になるというように考えております。

続いて医療証の送付ですが、2月から送付を予定しております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、1点だけ確認させてください。

今、先ほど5年間遡って請求ができるということですがけれども、何を基準にして5年間にするのか教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

領収証を基にしております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

原議員。

○7番（原 裕司君）

それでは、愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、1点だけお伺いしたいと思います。

今回、3会派で医療費助成のほうをお願いしておるわけなんですけれども、全額現物支給600万円の予算が余分にかかるというようなことですがけれども、この通院のどのような受診形態が多いのか、内科的なものなのか、外科的なものなのかというような部分もあるんですけれども、その600万円の根拠ですね、これの大まかな内訳で結構ですので、そういったものをお答えいただきたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

内訳については申し訳ございません、ちょっと分かりかねますので。600万円というのは令和2年度の医療費の決算、そこから見込んで大体算出をしております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

原議員、いいですね。

○7番（原 裕司君）

はい。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第57号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第23・議案第57号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）を議題とした

します。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第57号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）につきまして、御説明いたします。

この補正予算は、子ども医療費の拡充に要する準備経費や、新婚世帯住居費等支援事業のほか、国の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の10万円支給について現金一括支給するため、また同じく国の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の期限延長などに迅速に対応するための予算として急遽編成をしたもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,435万円を追加し、総額を253億8,638万8,000円とするものでございます。

まず歳入につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金補助金として573万6,000円を、また子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては4億4,500万円を計上いたしました。

次に、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金として、本予算の不足する財源として361万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、担当部長より御説明いたします。

初めに、市民協働部長より御説明申し上げます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、市民協働部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。8ページ、9ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、11目まちづくり推進費、18節負担金、補助及び交付金、新婚世帯居住費等支援補助金としまして200万円を計上させていただきました。愛西市へ転入する新婚世帯に対して、居住費及び引っ越し費用の一部を補助する事業であり、申請数の増加により補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康子ども部長より説明を申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、1目子育て世帯支援対策費として、子育て世帯への臨時特別給付金4億4,500万円を計上いたしました。これは、子育て世帯への臨時特別給付金対象者の先行給付金に追加の5万円を加え、現金10万円を一括給付するためのものです。

以上、よろしく願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明いたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、保険福祉部の所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書、同じく8ページ、9ページを御覧ください。

2款9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、2目市民生活応援費の573万6,000円につきましては、6月議会の補正で御議決いただきました生活困窮者自立支援金の期間の延長、対象者の拡大、再支給による追加経費を計上いたしました。内訳は、追加分の扶助費として570万円と、事務経費の3万6,000円でございます。

次に、3款2項児童福祉費、6目福祉医療費で161万4,000円を計上いたしました。内容につきましては、子ども医療費の制度見直しに係る準備経費で、医療証の有資格年齢の更新等を行うシステム改修委託料が54万5,000円、チラシ等の印刷費や郵送料で106万9,000円を計上いたしました。

以上で令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

ここでまた精読時間を設けるため、休憩を数分取らせていただきます。

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

議案第57号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、2目市民生活応援費についての生活困窮者自立支援についてですが、こちらについては給付が延長された、再交付ができる等々お話もありましたが、大体1人当たりどのぐらいの支援をする金額での積算なのか、また支援をする人の預金の残高等の基準があれば教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

支給金額につきましては、月額で単身世帯が6万円、2人世帯が8万円、3人以上世帯が10万円で各3か月分が月額となります。

積算につきましては、前回6月のときに補正いただきまして、その金額540万円、それと既に支給をされた方が5世帯分で120万円でありますので、現在420万円の残が残っております。それを含めまして申請された方が少なかったということも含め、トータルで今回570万円を積算させていただいております。

続いて、要件でございますが、要件につきましては、収入要件で市民税均等割非課税額とな

る収入の1か月分と生活保護の住宅扶助基準額の合算額以下の方、まずこれが1つあります。2つ目に、資産要件で世帯の預貯金が収入要件の収入の6倍以下、3件目で求職要件、職を求める求職でございますが、ハローワークでの相談や応募、面接等を行っている方と、この3つの要件がございます。以上でございます。

○18番（河合克平君）

金額の確認ですが6月補正で540万円、残りが420万円ということで今回570万、大体1,000万円ほどの予定を見込んでいるということでもいいのかどうか確認と、併せてもしこれが不足するようなことがあればどのような方法になるのか教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

今の見込みとしては、40世帯の990万円ということをごちらとしては見込んでおります。この事業につきましては、年度末まで延長がされたということで、当然これは次年度分もかかってきますので、その辺りは新年度のほうでまた計上するというように考えております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

○17番（真野和久君）

じゃあ私のほうからは、2款9項1目の子育て世帯支援対策費の扶助費である子育て世帯への臨時特別給付金について質問をいたします。

取りあえず5万円支給ということで補正予算が組まれました。そのときにも賛成討論で、現金で5万円をさらにクーポンではなく現金でということもごちらとしてもお願いいたしました。今回現金一括10万円という支給に至った経緯についてまずお尋ねしたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

一括に至った経緯ですが、まず最初に国の方針が変更され、自治体の判断で10万円の一括給付が可能になったこと、また子育て世帯へ迅速に支給ができ、市民の高い満足度を得られるなどの理由から一括給付をすることといたしました。以上でございます。

○17番（真野和久君）

基本的に10万円一括給付は、国のほうも財源的にもちゃんと保障するという話になってきたのでそういう形にしたと思うんですけども、先ほど現金のほうがいいという住民の皆さんの声も多分あると思いますけれども、クーポンにしなかった理由ですね、それについてもう一度、その辺について説明をお願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まずクーポン給付については、事務費の膨大化があるということ、それからクーポン支給をする場合年内の支給は難しいということ、その辺も鑑みて一括給付といたしました。以上でございます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

それでは、ページ数の8ページ、9ページのところの総務費、総務管理費、まちづくり推進費の新婚世帯住居費等支援についての追加についてお伺いをしたいと思います。

以前ちょっと聞いたかもしれないんですが、農村地域のほうへの転入という事例はあるのかどうなのか。それからあと、結婚して一旦市外に住んでまた戻ってくるという事例もあると思うんですね。ですから、この転入という定義において、こういう転入はオーケーだけどこれは転入とみなさないというような、そんなものがあれば教えていただきたいと思います。

それからあと、総務費、新型コロナウイルス感染症緊急対策費の市民生活応援費の生活困窮者自立支援についてですけれども、540万のうちまだ420万円が残っているよということで、大変利用が少ない状況なんですけれども、これを踏まえて何か反省点があるのか。広報の仕方が問題だったのか、実際に困っている人が愛西市では少ないと判断しているのか、これからまた前回よりも額を増やすわけなので、どういった理由でさらに増えるだろうという予測をされているのか、その辺のちょっと背景のことを教えていただきたいと思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず1点目の農村地域への転入ということで、今回の申請件数に当たりましては、立田地区が3件ございました。八開地区が1件の申請をいただいております。

○市民課長（伊藤 静君）

こういう転入はいいとか、こういう転入は駄目であるとか、そういった決まりはございません。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

今回の生活困窮者の関係でございますが、周知につきましては、当初6月補正のときも対象者の21世帯の方に全て文書で送付をしておりますので、周知はされております。その後11月までに追加で2世帯借入れを行った方につきましてもお知らせをしております。そのうちの5件の方が、この要件に対象になったということです。その辺は御了承いただきたいと思えます。

今回、あと追加したということは、6月のときと変わった点がございまして。期間の延長はもちろんでございますけれども、再支給が可能になったということが1つと、令和4年1月からは総合支援資金の初回の貸付けの借入れが終わった方も対象になったと、このように3点変更がありましたので、今回追加で計上させていただいた次第でございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

先ほど新婚世帯の住居の関係で、立田、八開のほうに3件と1件があるということなんです。この農業に絡んでの転入なのか、その辺ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

申請につきましては、農業、それ以外ということで申請を受け付けておりませんので、実際農業の従事者なのかというのは、こちらのほうは今回それについては確認はしておりませんので分かりません。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第57号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）について、1点だけ質問させてもらいたいんですけど、この資料の5ページにあります子ども医療助成拡大に伴う準備経費のところの医療費受給者証の交付を拡大するということですがけれども、これは拡大した方だけの作り直しという考え方なのかお聞きいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

医療証につきましては、全ての方に郵送をさせていただきます。これは有効期限が18歳年度末まで延びたということに伴う有効期限の変更がありますので、全ての方に郵送させていただきます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

では、その全ての方に、いつぐらいに郵送するのか教えていただきたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

2月中旬に予定をしております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

議案第57号の9ページ、2款1項、まちづくり推進費の18節の補助金200万円ですけど、この新婚世帯住居費等の支援で、なぜ追加上程をするのかについてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

なぜという理由でございますが、見込みより申請件数が多く、予算不足を生じる可能性がございました。この制度は将来的な人口の確保及び少子化対策の推進に資することを目的としております。市として他市からの新婚世帯を経済的に支援することを切れ目なく行ってまいりたいと考えて、今回補正するに至りました。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

予算計上で、当初予算がなくなったら今年度は終わりですという場合もありますが、これについては、申請があるだけその予算をつけるという考えに立っているということでもよろしいで

すか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

要綱では予算の範囲内となっておりますが、やはり公平性等考えますと、補正をできるものであれば補正をして対応していきたいと思っております。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

山岡議員。

○14番（山岡幹雄君）

議案第57号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）の8ページ、9ページの2款総務費の9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、1目子育て世帯支援対策費の子育て世帯への臨時特別給付について御質問させていただきます。

以前御回答があったか分かりませんが、この臨時特別給付金を受給されない世帯というのは何世帯あって、対象者の子供さんが何人見えるのかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

こちらの非該当者については、所得制限により中学生までの方が約400人、高校生が約170人、合計570人を見込んでおります。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

見込みということは調査はされていないということなのか。あと本日、一宮市は全世帯に給付ということで、そういう御検討は市のほうはされたかどうかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

今のところ高校生も交じっていますので見込みでございます。また、所得制限により非該当となる方への市独自の給付につきましては、今のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・委員会付託の省略について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第24・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第56及び議案第57号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第56号及び議案第57号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第56号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第25・議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

愛西市では、平成22年に小学校6年生まで拡大されてから子ども医療費の助成は拡大されておりました。日本共産党議員団は、中学校卒業までの子ども医療費を求める請願の紹介議員となり、延べ1万7,000筆の市民の思いを議会から市政に迫ってほしいと求めてきたところであります。

平成31年3月には、子どもの医療費完全無料化を求める団体請願、令和2年度から18歳まで無料にしてほしいという内容の請願書は否決される状況ではありました。今までに10回の請願があり、また1回共産党議員団が発議をし、無料化を求める発議も行いましたが、いずれも否決をされた状況でありました。その後、今回のこの議案について様々な検討が行われた結果だとは思いますが、中学生、また高校生と子ども医療費の助成が拡大されている、特にこの4年間で拡大されることについては評価をしております。

以上の理由で賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

3番・佐藤議員。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供の福祉の増進を図るための今回の一部改正については、去る11月に新生愛西クラブ、あいさいクラブ、公明党あいさいの3会派が連名で市長に要望書を提出しました。新聞報道でもありましたが、子ども医療費の助成拡大については、多くの自治体の実施を予定したり、実施に向け検討したりしています。近隣の自治体でも実施に向

け検討したり、助成拡大条件を緩和したりする動きとなっています。

本市においては、日永市政の迅速果敢な決断により、子供が新学期をスタートする令和4年4月1日から実施する条例案が提出されました。18歳の年度末まで完全無償化する本条例改正は、子育てしやすいまち、子育て世代に選ばれるまちの実現に大きく寄与するものと確信いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

8番・近藤議員。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第56号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

これまで子ども医療費の拡大については、以前より一時的な制度ではなく、持続可能な制度として進めていただきたいと市へ要望し、現在まで段階的に拡大を進めていくことができていると考えております。

今回、先ほど佐藤議員からありましたが、3会派から改めて拡大に対する要望書も提出させていただき、来年度から実施できるよう速やかに対応をしていただいたことによる条例改正だと考えております。子育て世帯の経済的負担の軽減、子供の福祉の増進を進めることができ、ほかの自治体にも劣らない子育て世帯に対するさらなる支援と考えますので賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第57号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第26・議案第57号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）を議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

○17番（真野和久君）

議案第57号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第11号）に関してですが、今回のこの本補正予算に関しては、新婚世帯住居費等支援事業、子育て世帯臨時給付金事業の追加も、それから生活困窮者自立支援事業、それから来年4月から子ども医療費助成拡大に伴う準備経費という形で、必要な予算として問題ないと思います。

ただ1つ、やはり緊急性があつて最終日に出てきたことは理解しますが、やはり補正予算に関しても、できるだけ委員会審議も含めた十分な審議ということが大事だと思いますので、そうしたことも含めながら、できるだけ早い提出を心がけていただきますよう要望いたしまして賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よつて、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開を13時といたします。よろしくお願ひします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・意見書案第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第27・意見書案第4号：シルバー人材センターに対する支援を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

近藤武議員。

○8番（近藤 武君）

それでは、意見書案第4号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第4号、愛西市議会議長・島田浩殿。建設福祉委員会委員長・近藤武。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月24日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

〔「議長」の声あり〕

近藤議員。

○8番（近藤 武君）

ちょっと暫時休憩をお願いしていいですか、ちょっと書類の不備がありますので。

○議長（島田 浩君）

そうですか。

午後1時03分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開します。

〔「議長」の声あり〕

近藤議員。

○8番（近藤 武君）

すみません、先ほどの説明の中で間違いがありましたので、訂正させていただきます。

提出先のところではありますが、先ほど総務大臣という部分を発言いたしましたが、総務大臣宛てではありませんので、削除のほうをお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

それでは、次に意見書案第4号についての質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第4号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第4号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

意見書案第4号：シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について、討論を行います。

消費税については、安倍政権は消費税率を2度にわたって引き上げました。2014年の消費税8%増税を皮切りに、10%へのさらなる増税にコロナ禍の影響が家計に重くのしかかり、働く人の実質賃金は年22万円も低下しました。

国内総生産は、2019年度、2020年度と2年連続のマイナス成長で、戦後最悪の落ち込みとなりました。さらに2023年10月から適格請求書の保管制度、インボイス制度が導入されることが決まり、2021年10月からインボイスを発行できる適格請求書発行事業者の登録が始まっています。この登録をして登録番号をもらわないとインボイスが発行できず、インボイスがないと取引先企業が仕入れ税額控除をできないため、取引に参加できなくなってしまうおそれがあります。

これまでは年間課税売上げ1,000万円以下の小規模事業者、個人・法人合わせて約500万社程度ですが、消費税の納税が免除されていましたが、登録事業者になると免税は適用されず、小規模、零細な事業者まで消費税納税の経済的・事務的な負担が新たに生じます。9割が免税業者である農業者も大きな影響を受けます。

政府がインボイス制度の導入を決めた口実は、食料品などの軽減税率を導入したことです。仕入れの税率が複数になったので、正確な控除額の計算のためにインボイスが必要だという理由です。

根本的には消費税率を5%に戻せば軽減税率もなくなるので、インボイス導入の口実もなく

なります。減税と併せてインボイス中止をすべきだと考えます。以上の考えから、この消費税インボイスについての意見書案について賛成をいたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・意見書案第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第28・意見書案第5号：75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、意見書案第5号：75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月24日、提出者、愛西市議会議員・河合克平。賛成者、愛西市議会議員・真野和久、愛西市議会議員・加藤敏彦。愛西市議長・島田浩殿。

内容については、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書案であります。

読み上げて提案に代えさせていただきます。

政府は、今年6月「75歳以上の医療費窓口負担2割化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案を国会で可決・成立させた。2割負担化を2022年後半にも実施する構えで、対象や実施時期は今後政令で定めることとなっている。さらに6月に閣議決定した骨太の方針2021年では、コロナ危機で弊害が噴出した社会保障削減路線を今後3年間継続する姿勢を示している。

しかし、高齢者には、複数・長期・重度といった病気の特徴がある。このため、75歳以上の高齢者の自己負担額は、窓口負担が原則1割の現在でも、社会保障審議会医療保険部会資料によると、75歳以上の高齢者は75歳未満と比べて、受診率は、外来で2.4倍、入院で6.2倍であり、医療費も外来で3.5倍、入院で6.6倍など、3割負担の現役世代よりも重い実態がある。

これ以上の窓口負担割合引上げや患者窓口負担増は、受診抑制や保険料未払いの増加を招き

かねない。

このため、国においては、75歳以上の医療費患者負担2割引上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月24日、愛知県愛西市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛て。

以上、慎重御審議よろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

では、次に、意見書案第5号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

1点ちょっと教えていただきたいことがあります。

2行目の2割負担化を2022年後半にも実施する構えであるということなのですが、この2022年の後半にされる内容というのが分かればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○18番（河合克平君）

2022年の後半に実施する構えというのは、全ての被保険者に対して2割に負担を引き上げるというわけではなくて、所得の制限のある中で負担を引き上げると、年収200万以上の被保険者に対して2割負担とするという内容のものが今のところ予定されている内容で、来年の10月ぐらいをめどにそれを行うということを今政府のほうは決めているということでもあります。以上です。

○議長（島田 浩君）

よろしいですか。

○6番（吉川三津子君）

はい、ありがとうございます。

○議長（島田 浩君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第5号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号につきましては委員会への付託を省略する

ことに決定いたしました。

次に、意見書案第5号について、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

真野議員。

○17番（真野和久君）

それでは、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書について、賛成討論を行います。

75歳以上の高齢者への医療費窓口2割負担増の問題ですが、ただでさえ年収200万円ほどの高齢者にとっては月数万円現在でも医療費がかかっている中で、それが2倍になるということは生活ができない、また受診抑制につながってくる大変大きな問題であります。

政府は、2割負担による受診抑制で医療給付費1,510万円減ると試算していますが、これは実際には、高齢者にとっては通院や薬を減らすことにより病状悪化に直結するものです。さらに必要な医療が受けられなくなる、こうしたものを前提とするような負担は許されません。

また、政府は現役世代の保険料負担の軽減を強調していますが、しかし現役世代の負担増は1人当たり月約30円でしかありません。そうした点も踏まえて、やはり誰もが安心して医療を受けられるようにしていくためには、高齢者への負担増ではなくて、このコロナ禍でも莫大な利益を得ている大企業や大資産家に負担を求め、全世代の社会保障の大幅拡充に踏み出すことが重要だと思います。

以上の点から、この意見書案に賛成いたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、意見書案第5号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・意見書案第6号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第29・意見書案第6号：介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、提案をさせていただきます。

意見書案第6号：介護保険制度の改善を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月24日提出。提出者、愛西市議会議員・河合克平。賛成者、愛西市議会議員・真野和久、愛西市議会議員・加藤敏彦。愛西市議会議長・島田浩殿。

内容説明については、朗読をして意見書の内容を提案させていただきます。

介護保険制度の改善を求める意見書（案）について。

介護保険が始まってから21年。この間、65歳以上加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約10万人に及んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、事態を一層深刻にし、新たな介護弱者を生み出しています。そして、こうした下、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いています。

このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱える困難を解決するために緊急の改善策が求められています。

政府は8月から100億円の国費を削減するために、介護保険施設に入所している27万人の低所得者から食費、居住費の負担を引き上げました。そして、利用者負担の原則2割化などさらに一層の利用者負担増大、ケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行などを進めようとしています。

よって、国の責任において介護保険制度を実施するために、下記の改善を要望いたします。

1. 安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
2. 新たな給付削減・負担増は行わず、拡大・軽減すること。

①2021年8月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。対象を認知症グループホーム、介護つき有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。

②利用者の2割負担、3割負担を1割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。

③ケアプラン有料化、介護保険施設での多床室室料の徴収など、これ以上の利用者負担増はしないこと。

④総合事業に移行した要支援1・2の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げる「弾力化」を実施しないこと。

⑤訪問介護の回数による届出制限は中止すること。

3. 特別養護老人ホームの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。
4. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
5. 公費を投入して介護保険料を引き下げること。
6. 介護従事者の働く環境を改善すること。

①就業場所や職種を問わず、全ての介護従事者の給与を少なくとも全産業平均水準まで引き上げること。その財源は消費税以外の国費で賄うこと。

②介護施設における夜勤体制は複数配置を財政的に保障し、一人夜勤を解消すること。

7. 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月24日、愛知県愛西市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てであります。

以上、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、意見書案第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

介護保険制度の改善を求める意見書について、数点お伺いをしたいと思います。

私も今回、介護保険の関係で請願を出したんですけど、この意見書が実現されたら本当にいいなと思うんです。でも、これを達成するのに財源というのは今の何%ぐらいアップするんだろうとか、今ヘルパーとか現場の職員が不足する中で、これだけのことをするのにどれぐらいの介護職員を上乗せで得なければいけないのか、その点考えていらっしゃるらお伺いをしたいなあとというふうに思います。よろしくお願いします。

○18番（河合克平君）

まず、介護保険制度の改善については、財源をどれぐらいかかるのかということについては、正確な数字をつかんでいるわけではありませんが、この介護保険制度について言えば、もともと国民健康保険の負担も含めて国が負担をしていた部分がありますので、まずは国の負担分を戻すことによって介護の保険の制度について改善がされるだろうというふうに考えています。

また、介護離職については、今最低賃金並みの介護従事者が多いという中で、やはり最低でも時給1,500円ほどの介護に関わる人の賃金を引き上げながらそれを行っていく、またそれを行うだけの介護保険に係る費用、給付費についても国の責任において増大をしていくということが必要であるというふうに考えます。

今御質問いただいたそれぞれの具体的な数字については、すみません、持ち合わせておりませんので御了承ください。お願いします。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第6号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第6号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

今回の介護保険制度の改善を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

国の責任において介護保険制度を充実するため、請願項目は実現のため国庫負担割合を増額すること、そのことについては市民の願いであり、介護に従事する者の願いであります。この意見書を採択して、国の悪政の防波堤として市の役割を担えるように、議会の総意として国に求めるため、議員皆さんの賛成をお願いして賛成といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・意見書案第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第30・意見書案第7号：新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

河合議員。

#### ○18番（河合克平君）

では、意見書案第7号を提案させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月24日提出。提出者、愛西市議会議員・河合克平。賛成者、愛西市議会議員・真野和久、愛西市議会議員・加藤敏彦。愛西市議会議長・島田浩殿。

では、内容は朗読して提案と代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（案）。

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化しています。感染拡大の影響による経営悪化から、職員の賃金カットにつながる事例も起こっています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。医療・介護・福祉・保育職員が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強を図るよう、下記の事項について愛知県に要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引上げを国に要望してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

2. 全ての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために実績払いの補助金や利用料等について、県が減収分を補填してください。介護・福祉・保育職員の人員確保・離職防止のため、処遇改善が可能となるよう報酬額の引上げを国に要望してください。

3. 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

4. マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材が全ての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにしてください。また、安定的に確保・供給を図るため利用者負担が増えない形で財政措置を強化し、補助金が利用しやすいよう支援してください。

5. 医療従事者だけでなく、全ての希望する介護・福祉・保育職員にもワクチンを優先して接種してください。ワクチン接種を望まない人への強制やハラスメントが起こらないよう、発信を強化してください。医療・介護・福祉・保育職員のPCR検査を公費で定期的の実施して

ください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月24日、愛知県愛西市議会。提出先、愛知県知事宛て。

以上、慎重審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（島田 浩君）**

それでは、次に、意見書案第7号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第7号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ございませぬか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よつて、意見書案第7号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第7号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

加藤議員。

**○16番（加藤敏彦君）**

意見書案第7号：新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（案）について、討論を行います。

5項目について要望がありますが、この1つは新型コロナ対策について、この間デルタ株によって第5波の感染状況となり、愛西市でも688人の感染者が出ております。今さらに心配なことは、感染力が強いオミクロン株による感染であります。これに備えるためにも、医療機関、医療従事者、病床確保への支援が必要であります。さらに介護や福祉、保育労働者の処遇改善もまだ不十分であり、国への要望が必要であると考えます。

以上の理由から、この意見書の提出を求めます。以上。

**○議長（島田 浩君）**

他に賛成討論はございませぬか。



[挙手する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、意見書案第7号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第31・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第32・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[「議長」の声あり]

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

この際、山岡議員の一般質問における発言等の訂正等求める動議のほうを提起させていただきたいと思っておりますので、よろしくお計らいください。

○議長（島田 浩君）

ただいま吉川議員から、山岡議員の一般質問における発言等の訂正を求める動議のほうが出されました。

賛成の方ってお見えですか。

[挙手する者あり]

分かりました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

それでは、ここで吉川議員より、動議の内容の説明を求めます。

吉川議員。

#### ○6番（吉川三津子君）

12月8日に行われた山岡議員の一般質問について、動議の理由について説明をさせていただきますと思います。

山岡議員は、NPO法人れんこん村のわくわくネットワークについて取り上げられました。この団体から発言内容に間違いがあるということで、議長宛てと山岡議員宛てに議事録削除及び訂正の要請文が登記簿や公函などの資料を添付して出ております。

この要請文は、全ての議員に届いているかと思えます。私も、一般質問当日すぐに山岡議員御本人に確認し、資料の間違いがあるのではないかというお話をさせていただきました。子育て支援課にも確認したところ、次の点について間違った発言があり、結果NPO法人の名誉が毀損されていることが分かりました。

その1点目は、NPO法人は農地法違反の土地に建つ物件を賃貸契約していないにもかかわらず、隣の土地の農地法違反をNPO法人のコンプライアンス違反として非難したこと。

2点目は、NPO法人が賃貸契約している建物の家賃は愛西市は一部しか負担していないのに、全額負担しているとの間違った認識で発言され、不正に賃貸物件を他の事業に利用していると誤解した発言があったこと。

3点目は、山岡議員が間違えたのか、子育て支援課が間違えて資料提供したのか分かりませんが、結果として暫定決算報告書を正規報告書と間違えて使い、ずさんだ、数字が合わないと一方的に非難したこと。

4点目として、山岡議員の視察は子育て支援課の訪問に同行したものであり、NPO法人は子育て支援課と調整して進めてきたにもかかわらず、一方的に非難されていること。

地方自治法132条で、議会の会議においては議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されています。また、104条には議長の議事整理権もあります。私が調べた文書には、質問内容に他人に対する誹謗中傷などの内容が含まれている場合には議長は注意をすることができ、発言の撤回や議事録の取消しを質問者に求めることもでき、最悪の場合は懲罰処分対象になると書かれており、御本人から取下げがなければ議長が質問者に求めることができることになっているのではないのでしょうか。

今議会での訂正は、今議会中にしなければなりません。議会が終わってからでは訂正ができません。本日が最終です。議会での私たちの発言に対し、市民の方々は訂正する権利もなく、泣き寝入りになりかねません。今後市民や団体、企業に対し、事実を反した発言で名誉を毀損するようなことがないように、信頼される議会であるために、議会として姿勢を今後示すべきだ

と考えます。

よって、議事整理のため暫時休憩をして議会運営委員会等を開催し、この問題を議事日程に追加いただくことを提案します。

また、併せて私からも、議長と山岡議員に対して配付資料の取下げ、または訂正を要望し、議長自ら山岡議員に伝えていただきました。配付された事業計画書は市の家賃負担金額などが間違っています。山岡議員の資料によりますと、全てが愛西市が負担している資料になっています。また、事業内容についても不足した資料になっています。そして、私の後援会の報告書の表紙も一般質問の資料としてつけられました。全く関係のない資料が配付されています。そして、地主さんからのメールも配られました。これは、この後に訂正メールがあるわけです。間違った部分のメールを資料として配付がされました。また、車が停車しているNPOの隣の土地の写真は今回の質問には関係のない資料です。こうした一般質問に関係のない資料は取り下げていただきたいと思います。こういった間違った資料が存在するという事は、情報公開請求の対象になり、新たに市民の方々に誤解を招くこととなりますので、公文書として保管をされることは大問題であります。そういった点を踏まえて、この際休憩を取っていただいて、議会としての姿勢をきちんと決めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（島田 浩君）**

それでは、ここで暫時休憩といたします。

議会運営協議のため、これより正・副議長、議会運営委員会の正・副委員長、吉川議員と少し打合せを正副議長室で行いますので、お集まりいただきたいと思います。その間、議員及び理事者側につきましては、議場及び会派室でしばらくお待ちください。

暫時休憩といたします。

午後 1 時45分 休憩

午後 2 時20分 再開

**○議長（島田 浩君）**

それでは、休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

次に、山岡議員の一般質問における発言等の訂正を求める動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、山岡議員の一般質問における発言等の訂正を求める動議は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和3年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

11月30日よりお願いをしておりました本定例会でございますが、本日追加上程をさせていただきました子ども医療の助成拡大に伴う条例の一部改正、子育て世帯への臨時特別給付金など補正予算に関する議案をはじめとする各議案につきまして、議員各位におかれましてはいずれも慎重な御審議の上、御議決をいただき、誠にありがとうございました。御議決をいただきました各議案につきましては、適切な運用に努めてまいります。また、いただきました御意見、御提案につきましては、その内容をしっかりと確認をし、今後の市政運営につなげていきたいと考えております。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は少ない傾向が続き、日常の生活が取り戻されつつありますが、新たな変異株の発生による第6波が到来するという懸念がされているなど、依然として予断を許さない状況でございます。市といたしましては、国・県と連携を図りながらワクチンの追加接種や市民生活の支援など、引き続きコロナ対策にも取り組んでまいります。議員各位、市民の皆様方には、今後も感染症対策の基本でありますマスクの適切な着用、手指消毒、そして人数に合わせた十分な換気など対策を行っていただきたいと考えております。

現在、令和4年度当初予算編成作業を進めさせていただいております。ウイズコロナ、アフターコロナを見据えながら今後も新たな財源確保を積極的に行いつつ、限られた財源を真に優先度の高い事業に配分をし、効率的な財政運営を行っていくことで持続可能な行財政基盤の確立を目指してまいります。

さて、令和3年の年末を迎え、寒暖の差も一段と大きくなってまいりました。議員各位におかれましても健康管理に十分に御留意をいただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶に代えさせていただきました。定例会、御協力ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

これにて令和3年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時23分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

島田 浩

会議録署名議員
第6番議員

吉川 三津子

会議録署名議員
第7番議員

原 裕 司